

初任者研修実施協議会設置要綱

埼玉県教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、初任者研修実施要項4に基づき、初任者研修実施協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）における初任者研修に係る実施計画
- (2) 小学校等における初任者研修に係る年間研修計画
- (3) 小学校等における初任者研修に係る評価
- (4) 小学校等における初任者研修に係る実施上の諸問題
- (5) その他

(構成)

第3条 協議会は、別表Iに掲げる基準により委員18名以内をもって組織する。

2 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、県立総合教育センター副所長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 協議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表IIに掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じて県立総合教育センター教育主幹兼主任指導主事（教職員研修担当）が招集し、主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、協議会における協議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、県立総合教育センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（委員）

職 名 等	人 数
教育に関する学識経験のある者	1名
教育行政機関の職にある者 県立総合教育センター総合企画長、 県立総合教育センター副所長2名、 県立学校部県立学校人事課長、県立学校部高校教育指導課長、 県立学校部特別支援教育課長、県立学校部ICT教育推進課長、 市町村支援部小中学校人事課長、市町村支援部義務教育指導課長、 市町村支援部教職員採用課長、 都市教育長協議会代表1名、町村教育長会代表1名、 教育事務所主席指導主事代表1名	13名
学校教育機関の職にある者（初任者研修実施校より選出） 公立小学校校長会代表1名、中学校長会代表1名、 高等学校長協会代表1名、特別支援学校長会代表1名、	4名

別表Ⅱ（幹事会）

課 所 等	職 名
県立総合教育センター	教育主幹兼 主任指導主事
県教育局県立学校部及び市町村支援部 県立学校人事課、高校教育指導課、教職員採用課、 特別支援教育課、ICT教育推進課、小中学校人事課、 義務教育指導課 県立総合教育センター 企画調整担当、特別支援教育担当、教職員研修担当	(主任) 管理主事 (主任) 指導主事